

有資格業者の指名停止措置について

近畿運輸局は、有資格業者1者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行った。

記

1. 指名停止業者及び措置の内容

日管株式会社

期間：令和6年5月24日～令和6年8月23日（3ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

2. 指名停止の理由

日管株式会社の元取締役及び五建工業株式会社の使用人は、令和2年5～6月に行われた東京都千代田区発注の区立小学校・幼稚園の改築工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から、最低制限価格に関する情報や入札参加業者数を入手し、入札の公正を害した。

その後、日管株式会社の元取締役は、令和2年6～8月に行われた同区発注の区立児童館の改修工事など3件の工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から入札参加業者名を入手し、入札の公正を害した。

令和2年にあった2件の入札情報を入手した見返りとして、日管株式会社の元取締役は、飲食代約6万円と商品券10万円相当を提供し、五建工業株式会社は、自宅改修工事費約17万円を負担した。なお、いずれも公訴時効（3年）が成立している。

当該事実については、「「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」（平成9年5月30日付け官会第1242号）の別表第2第8号ロ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当する。